

令和5年度佐賀県伊万里港東南アジア・台湾 輸出入コンテナ助成制度 Q & A

(令和5年4月xx日 作成)

Q① 交付要綱で“助成対象者”の条件として『原則として1年以上事業活動を継続している事業者』とありますが、子会社へ事業継承を行った場合はその子会社は助成対象者となりますでしょうか？

A① 助成金の交付の申請時点において事業活動期間が1年未満の事業者であっても、助成金交付の申請時点において1年以上事業活動を継続している事業者から正当に事業が引き継がれていると判断できる場合には助成対象となり得ます。

Q② 交付要綱で“助成対象者”の条件となっている『新規又は前年度の実績を超えて』とは具体的に何を指しますか？

A② 前年度に伊万里港と東南アジア・台湾（以下、『対象地域』）との間で、輸出又は輸入実績が無い事業者が、助成対象期間に対象地域と輸出又は輸入することを『新規』とします。

また、前年度に対象地域との輸出又は輸入の実績がある事業者が、助成対象期間に前年度実績（輸出入合計）を超えて対象地域と輸出又は輸入すれば、前年度と比較して増加したコンテナ取扱量分が助成対象となります。

【Q & A② 別添資料】を参考に助成対象となるかご確認ください。また、下記に具体的な事例紹介をしておりますので、こちらもご参考ください。

Q③ 対象地域との輸出入であるか否かは、どのように判断されますか？

A③ 輸出においては船荷証券（B/L）上の仕向港（Port of Discharge）、輸入においては船荷証券（B/L）上の仕出港（Port of Loading）が判断基準です。

国際フィーダー航路を經由して輸出又は輸入する場合は、船荷証券

(B/L) 上の荷渡地(Place of Delivery)又は荷受地(Place of Receipt)が伊万里港になっているものとします。

Q④ 『前年度』とは具体的にいつからいつまでのことを指すのでしょうか？

A④ 令和5年度における本制度の助成対象期間は、令和5年3月1日～令和6年2月29日としており、『前年度実績』は令和4年3月1日～令和5年2月28日の期間とします。

荷主様からの申し込みに対しまして、前年度期間中における、伊万里港と東南アジア及び台湾との輸出及び輸入の実績内容が確認されることとなります。

Q⑤ 前年度に『ホーチミン港』を仕向港としてベトナムへの輸出で伊万里港を利用しており、今年度は新たに『ハイフォン港』を仕向港としてベトナムへ輸出します。助成制度の対象になりますでしょうか？

A⑤ 前年度(令和4年度)の制度内容とは異なり、対象地域との輸出入であれば、どこの国・地域か、どこの港か、は関係なく、対象地域全体でのコンテナ取扱量(輸出入合計)が前年度実績を超えたかどうか、で判断します。

Q⑥ 前年度にホーチミン港を仕向港としてベトナムへ『輸出』しており、今年度は新たにホーチミン港を仕出港としてベトナムから『輸入』します。助成制度の対象になりますでしょうか？

A⑥ 前年度実績との比較は、対象地域との輸出入コンテナ取扱量の合計で行いますので、輸出と輸入の区別はせず、上記同様に対象地域全体でのコンテナ取扱量(輸出入合計)が前年度実績を超えたかどうか、で判断いたします。

Q⑦ 前年度に『釜山港経由』でベトナムへ輸出しています。今年度は『国際フィーダー航路の神戸港経由』でベトナムへ輸出しました。助成制度の

対象になりますでしょうか？

A⑦ 対象地域全体でのコンテナ取扱量（輸出入合計）において、国際フィーダー航路経由であるか否か（更には、リーファーコンテナか否か）は、考慮いたしません。助成金交付対象になるかどうかは、全てのコンテナ取扱量（輸出入合計）の前年度実績との比較で判断いたします。

Q⑧ 対象地域全体でのコンテナ取扱量（輸出入合計）は前年度から増加していますが、前年度も今年度も『釜山港経由』と『国際フィーダー航路の神戸港経由』が混在しています。助成金単価はどうなりますでしょうか？

A⑧ どの助成金単価が適用になるか、については【Q & A⑧ 別添資料】に事例を挙げて説明いたしますので、ご参照ください。

Q⑨ 中国向けと東南アジア向けにそれぞれ輸出があります。2つの助成制度を利用可能でしょうか？

A⑨ 『伊万里港輸出コンテナ助成制度』と『伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成制度』は、同一コンテナ貨物で助成金の二重取りは出来ませんが、同一企業での併用は可能です。詳しくは【Q & A⑨ 別添資料】をご参照ください。

Q⑩ 1社当たりの利用上限はありますか？

A⑩ 『伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成制度』には1社当たりの利用上限は定めていませんが、予算の範囲内で交付いたします。

Q⑪ 実績証明はどのように行われますか？

A⑪ 荷主様（もしくは貨物利用運送事業者様）より“伊万里国際コンテナターミナル(株)”へ『実績証明依頼書』と『助成対象貨物明細書』を提出し

ていただき、“伊万里国際コンテナターミナル(株)”にて内容を確認いたします。確認の結果、問題無ければ、実績証明書が発行されます。尚、ご提出いただいた実績内容に疑義が生じた場合には、実績確認の為に船荷証券（B/L）のコピーなどをご提出いただくことがあります。

（助成制度の支払手続に関する問合せ先）

担当：佐賀県伊万里港振興会事務局

（伊万里市伊万里湾総合開発課内）

TEL：0955-23-2466

FAX：0955-22-4562

e-mail：imariwan@city.imari.lg.jp

（助成制度の内容に関する問合せ先）

担当：佐賀県港湾課／宮原、小林

TEL：0952-25-7163

FAX：0952-25-7315

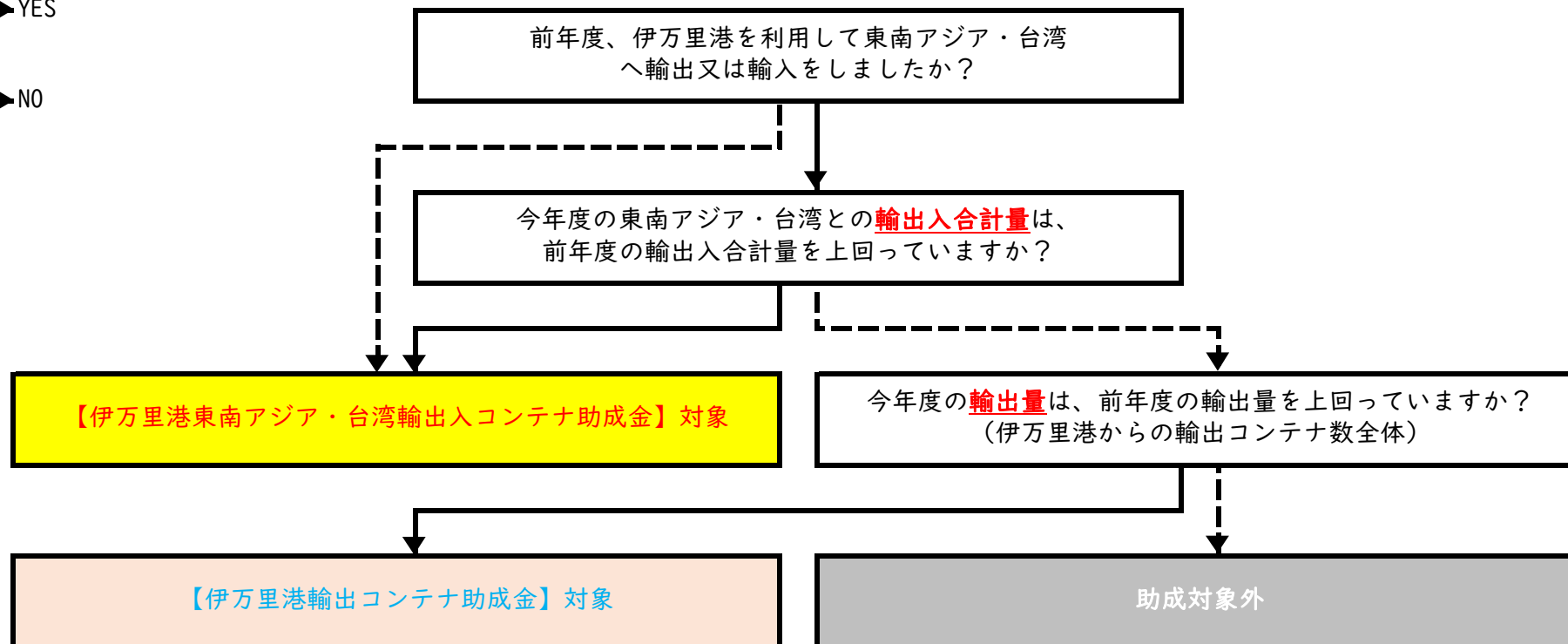
e-mail：kouwan@pref.saga.lg.jp

以上

【Q & A② 別添資料】

→ YES

- - - → NO



東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成制度における助成金単価の考え方

本助成制度では4種類の単価を設定しており、複数の単価のコンテナが混在する場合に、どの単価を適用するかについて、事例を挙げて説明いたします。各コンテナの単価は以下のとおりです。

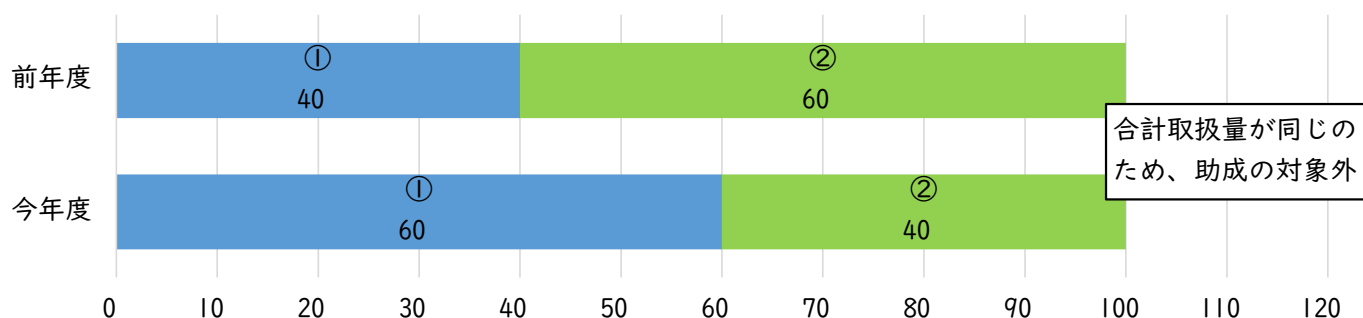
- ① 通常・特殊コンテナ : ITEUにつき15,000円
- ② 冷蔵・冷凍コンテナ : ITEUにつき20,000円
- ③ 国際フィーダー利用の通常・特殊コンテナ : ITEUにつき17,000円
- ④ 国際フィーダー利用の冷蔵・冷凍コンテナ : ITEUにつき22,000円

取扱量の積算においては、**輸出と輸入の区別はなく、対象地域全体でのコンテナ取扱量の輸出入合計**といたします。

<A社事例>

単価の異なる複数のコンテナ取扱があり、同じ単価のコンテナ取扱量だけを比較すれば、前年度から増加している。

単位：[TEU]	①	②	③	④	合計
前年度	40	60			100
今年度	60	40			100



(解説)

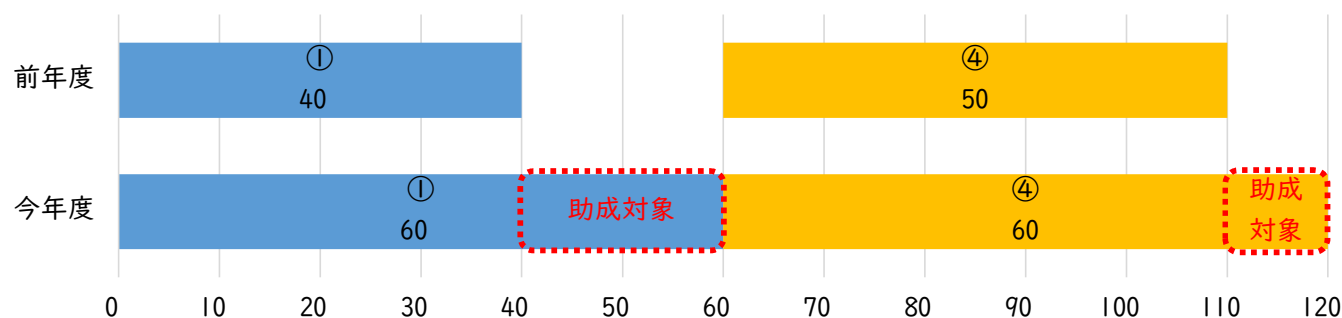
同じ単価のコンテナだけ取り出して前年度と比較して取扱量が増加しているも、当該地域全体での取扱量が増加していなければ、助成対象とはなりません。

交付額： なし

<B社事例>

単価の異なる複数のコンテナ取扱があり、それぞれ前年度と比較した取扱量が全て増加している。

単位：[TEU]	①	②	③	④	合計
前年度	40			50	90
今年度	60			60	120



(解説)

全体のコンテナ取扱量が増加しており、各単価の対象コンテナ増加量に対して、それぞれの単価を適用します。

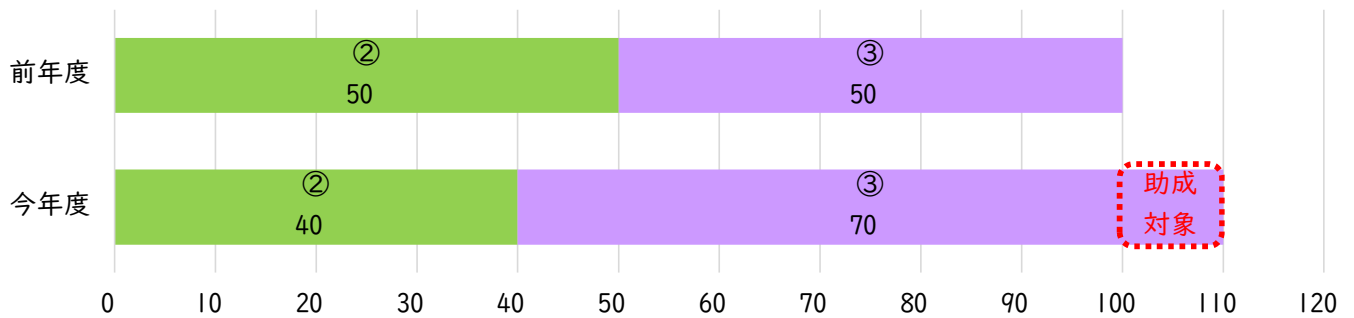
交付額： $(60[\text{TEU}] - 40[\text{TEU}]) * 15,000[\text{円/TEU}] = 300,000[\text{円}]$
 $(60[\text{TEU}] - 50[\text{TEU}]) * 22,000[\text{円/TEU}] = 220,000[\text{円}]$

⇒ 520,000[円]

<C社事例>

単価の異なる複数のコンテナ取扱があり、それぞれ前年度と比較した取扱量の増減が混在している。

単位：[TEU]	①	②	③	④	合計
前年度		50	50		100
今年度		40	70		110



(解説)

全体のコンテナ取扱量が増加しており、増加分から減少分を引き、増加したケースの単価を適用します。

$$\text{交付額} : \{(70[\text{TEU}] - 50[\text{TEU}]) + (40[\text{TEU}] - 50[\text{TEU}])\} * 17,000[\text{円/TEU}] = 170,000[\text{円}]$$

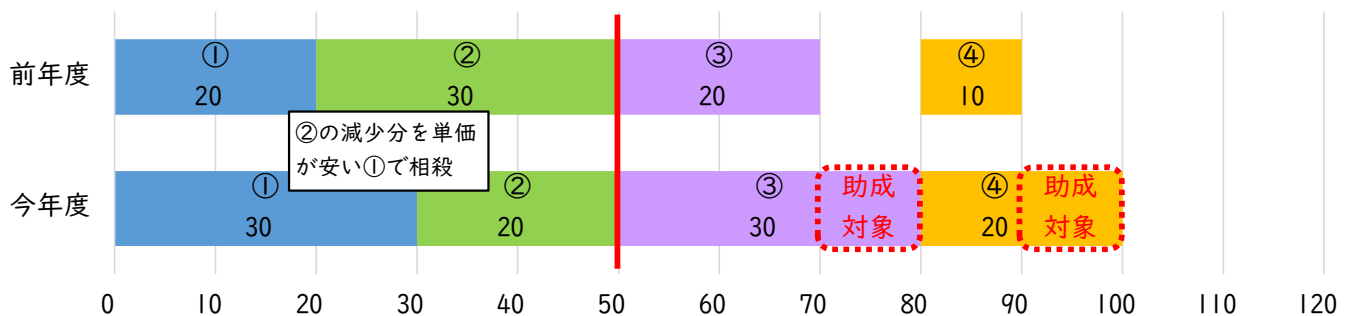
$$\Rightarrow 170,000[\text{円}]$$

<D社事例ーI>

単価の異なる複数のコンテナ取扱があり、それぞれ前年度と比較した取扱量の増減が混在している。

(取扱量が増加したコンテナ単価が複数ある。)

単位：[TEU]	①	②	③	④	合計
前年度	20	30	20	10	80
今年度	30	20	30	20	100



(解説)

申請者が有利になる(多くの交付金が貰える)ように、単価を適用します。

$$\text{交付額} : \{(30[\text{TEU}] - 20[\text{TEU}]) + (20[\text{TEU}] - 30[\text{TEU}])\} * 15,000[\text{円/TEU}] = 0[\text{円}]$$

$$(30[\text{TEU}] - 20[\text{TEU}]) * 17,000[\text{円/TEU}] = 170,000[\text{円}]$$

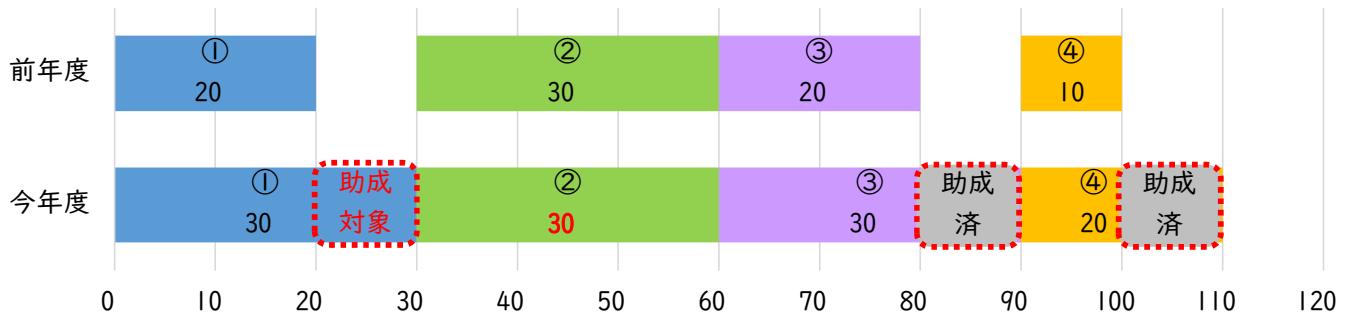
$$(20[\text{TEU}] - 10[\text{TEU}]) * 22,000[\text{円/TEU}] = 220,000[\text{円}]$$

$$\Rightarrow 390,000[\text{円}]$$

<D社事例-2>

<D社事例-1>の申請のあと（翌月以降の別月）、②の取扱量を増やした。

単位：[TEU]	①	②	③	④	合計
前年度	20	30	20	10	80
今年度	30	30	30	20	110



(解説)

まだ助成対象となっていないコンテナを対象として、その単価を適用します。

このときも、上記同様に申請者が有利になる（多くの交付金が貰える）方から、対象を決定します。

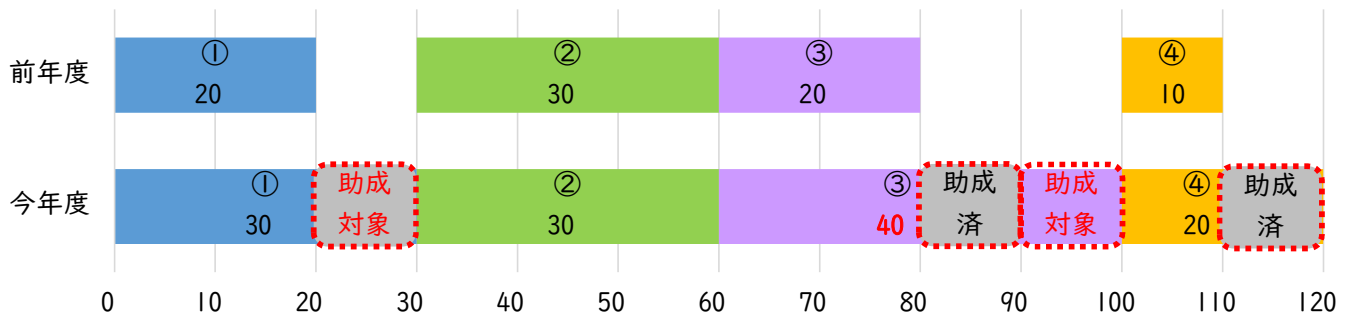
交付額： $(30[\text{TEU}] - 20[\text{TEU}]) * 15,000[\text{円/TEU}] = 150,000[\text{円}]$

⇒ 150,000[円]

<D社事例-3>

<D社事例-2>の申請のあと（更に翌月以降の別月）、更に③の取扱量を増やした。

単位：[TEU]	①	②	③	④	合計
前年度	20	30	20	10	80
今年度	30	30	40	20	120



(解説)

まだ助成対象となっていない、更に増加した分のコンテナを対象として、その単価を適用します。

交付額： $\{(40[\text{TEU}] - 20[\text{TEU}]) - 10[\text{TEU}]\} * 17,000[\text{円/TEU}] = 170,000[\text{円}]$

⇒ 170,000[円]

～東南アジア・台湾輸出入コンテナ & 輸出コンテナ助成金 併用時の考え方

【事例】荷主A社⇒ 輸出先が「中国と東南アジア」

輸出量

(●前年度実績)

合計：5TEU

- ・ 上海港向け
5TEU

(○対象年度実績)

合計：20TEU

- ・ 上海港向け 10TEU

- ・ バンコク港向け 10TEU (新規の東ア・台への輸出) ⇒ 東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成金 対象

“輸出量の増加”

⇒輸出コンテナ助成金の対象

※但し、東ア・台助成金併用時は条件有り (下記、助成交付額参照)

助成金交付額

◇東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成金

・ 助成額：10TEU (バンコク港向け) x 1.5万円※ = 『 15万円 』

※ドライコンテナ・釜山港経由で仮定

□輸出コンテナ助成金

・ 対象年度実績 (20TEU) - 前年度実績 (5TEU) - 東ア・台助成金交付済実績数 (10TEU) = 輸出コンテナ助成金対象本数 = 5TEU

・ 助成額：5TEU x 1万円※ = 『 5万円 』

※ドライコンテナで仮定

～東南アジア・台湾輸出入コンテナ & 輸出コンテナ助成金 併用時の考え方

【事例】荷主B社 ⇒ 輸出先が「全て東南アジア」

輸出量

(●前年度実績) 合計：5TEU

・バンコク港向け 5TEU

(○対象年度実績) 合計：20TEU

・バンコク港向け 10TEU

・ホーチミン港向け 10TEU

⇒ 合計して、前年度と比して増加したコンテナ取扱量分を超えた分が
東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成金 対象

“東南アジア・台湾との輸出入量の増加”
⇒ 東ア・台助成金の対象

助成金交付額

◇東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成金

・ 対象年度実績 (20TEU) - 前年度実績 (5TEU) = 助成金対象本数 15TEU

・ 助成額：15TEU x 1.5万円※ = 『 22.5万円 』

※ドライコンテナ・釜山港経由で仮定

□輸出コンテナ助成金

・ 対象なし